

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として村に交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。平成28年度長生村一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は以下のとおりです。

(単位：千円)

	項 目	決算額
＜歳入＞	平成28年度地方消費税交付金（社会保障財源分）	93,571
＜歳出＞	社会保障施策に要する経費（下記のとおり）	387,827

一般会計

(単位：千円)

款	項	款・項・目	事業名	決算額	国県支出金	その他特定財源	一般財源	
							引上分の地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	民生児童委員事業	1,652	97		495	1,060
			在宅介護支援事業	10,016		126	3,148	6,742
			社会福祉協議会補助事業	26,520			8,440	18,080
			社会福祉総務事務運営費	5,796	4,500		412	884
			ふれあい館施設維持管理費	1,647		37	512	1,098
			人権擁護推進事業	103			33	70
			介護保険利用者負担額助成事業	251			80	171
			国民健康保険特別会計繰出金	130,291	61,992		21,737	46,562
			介護保険特別会計繰出金	168,760	1,451		53,248	114,061
			後期高齢者医療特別会計繰出金	42,791	25,620		5,465	11,706
社会保障経費計				387,827	93,660	163	93,571	577,617